

安来市ケアマネジメント基本方針

平成30年11月1日

安来市健康福祉部介護保険課

介護保険制度の基本理念は、「尊厳の保持」と「自立支援」である。(介護保険法第1条)
本市では、介護保険制度の根幹であるケアマネジメントのあり方を保険者と介護支援専門員で共有し、より良い介護保険事業の運営を推進するために本基本方針を作成する。

1. ケアマネジメントのあり方

介護保険の基本理念を実現するために、介護支援専門員等は以下のことに留意してケアマネジメントに取り組むこととし、本市はこれに対して支援を行う。

- ・要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- ・利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- ・居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。
- ・事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

2. 持続可能な介護保険事業の推進への取組み

健全なる給付の実施を支援するために、本市はケアプラン点検を実施する。

点検の内容は、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、基本となる事項を介護支援専門員とともに検証確認を行う。また、その過程の中で、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追及していくというものである。

同時に、介護支援専門員として判断の根拠を示した上でケアプラン作成ができているかどうか、自己点検をしておくことも適正な給付の実施のための重要な要素と考える。